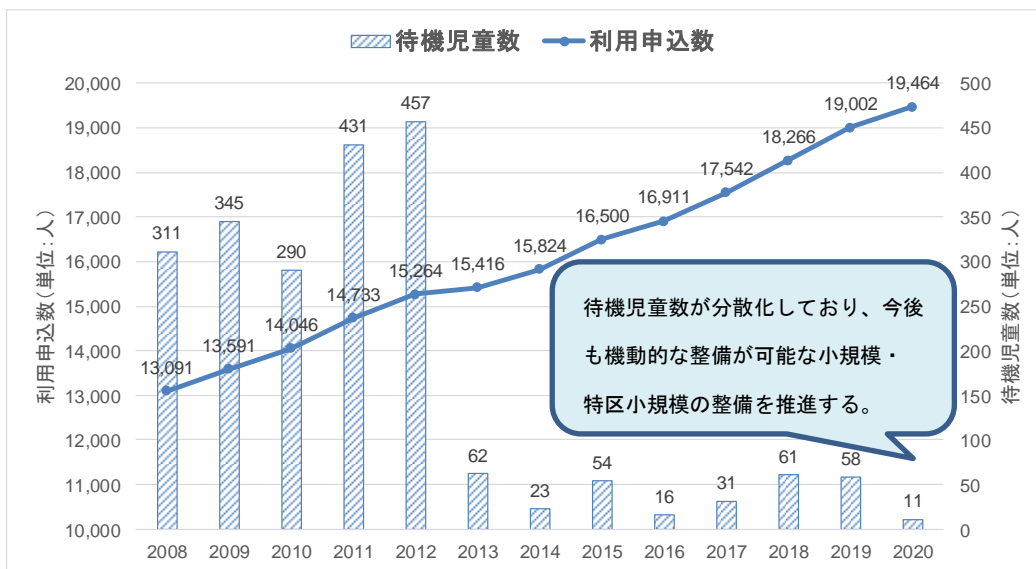


～提案・要望事項～

- 堺市では、待機児童解消に向けて、保育ニーズが高い 0 歳～2 歳児の受け皿を集中的に確保できる小規模保育事業の整備を加速化してきた。
- このような中、小規模保育事業卒園後の3歳児以降の受け皿の整備が急務となっていることから、平成 30 年 12 月に、全国初の国家戦略特区の認定を受け、3 歳児以上の定員を設定する小規模保育事業を実施している。(令和 2 年 4 月現在:4 か所)
- 本事業は、近隣の小規模保育事業等の「卒園後の受け皿」となっているにもかかわらず、連携施設の対象となる施設種別ではないことから、本事業を「卒園後の受け皿」とする小規模保育事業等の公定価格が減算されている。
- 小規模保育事業等が、利用児童の「卒園後の受け皿」として、特区の小規模保育事業を確保した場合、公定価格が減算されることのない取扱いとすること。

【現状と課題】

◆ 認定こども園や保育所等の利用申込者数と待機児童数の推移



○小規模保育事業数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31	R2
小規模	17 か所	22 か所	28 か所	37 か所	48 か所	59 か所
特区小規模	—	—	—	—	—	4 か所

- 小規模保育事業が急増する中で、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が年々困難になってきている。(令和 2 年 4 月現在:連携施設未設定の小規模保育事業が 8 か所)
- 3 歳児からの受け皿確保のために、特区小規模保育事業を整備しても公定価格が減算されるのであれば、連携施設としての設定が進まない可能性が高まる。

(効果)

待機児童の解消により、子どもを産み育てやすい環境整備、女性の活躍を推進

【本件に関する連絡先】

子ども青少年局 待機児童対策室長 羽田 貴史 (TEL : 072-228-0383)